

## 山形県警察大学生等サイバーパトローラー運用要綱

### 1 目的

この要綱は、インターネットに関する知識を有し、サイバー空間の健全化を図るボランティア活動を希望する大学生、大学院生、高等専門学校生及び専修学校生（以下「大学生等」という。）を山形県警察大学生等サイバーパトローラー（以下「大学生等パトローラー」という。）として委嘱し、サイバーパトロール（ネットワーク上を流通する違法情報及び有害情報を把握する活動をいう。以下同じ。）や広報啓発活動等を行うことにより、県民のサイバー空間の健全化に対する理解と規範意識の向上を図り、もってサイバー犯罪を抑止することを目的とする。

### 2 定義

この要綱において使用する用語は、山形県警察サイバー犯罪対策推進要綱（平成17年3月8日付け例規（生保）第7号）で使用する用語の例による。

### 3 委嘱等

(1) 大学生等パトローラーの委嘱は、第1項の目的に賛同する大学生等の中から、次の要件を全て満たす者を生活安全部長が委嘱状（別記様式第1号）を交付して行う。

ア 山形県内の大学、大学院、高等専門学校又は専修学校に在籍していること。

イ 満18歳以上であること。

ウ インターネットに関する一般的な知識を有していること。

エ 遵法精神に富み、県民の安全・安心を守るための活動に理解のあること。

オ 心身ともに健康であること。

(2) 生活安全部サイバー犯罪対策課長（以下「サイバー犯罪対策課長」という。）は、前号の規定により大学生等パトローラーが委嘱された場合は、山形県警察大学生等サイバーパトローラー委嘱者名簿（別記様式第2号）を作成し、委嘱の日から1年間、生活安全部サイバー犯罪対策課に備え付けるものとする。

(3) 大学生等パトローラーの委嘱期間は、一会計年度内に限るものとする。ただし、再任を妨げない。

(4) 大学生等パトローラーは、活動上知り得た秘密を漏らしてはならない。解嘱後も同様とする。

(5) 生活安全部長は、大学生等パトローラーとしてふさわしくない行為があった場合又は大学生等パトローラー本人から解嘱の申出があった場合は、これを解嘱することができる。

### 4 活動内容

大学生等パトローラーは、サイバー犯罪対策課長の依頼に基づき、次の活動を行うものとする。

(1) サイバーパトロールにより、インターネット上の違法情報又は有害情報を発見した場合のサイバー犯罪対策課長への通報

(2) サイバー犯罪対策課長が実施するサイバー犯罪の被害防止等に関する広報啓発活動への協力支援

(3) サイバー犯罪対策課長が行う研修会への参加及びメール等による情報交換の実施

## 5 活動記録

サイバー犯罪対策課長は、大学生等パトローラーの活動を山形県警察大学生等サイバーパトローラー活動記録簿（別記様式第3号）に記載し、生活安全部長に報告するものとする。

# 委 嘱 状

殿

あなたを山形県警察大学生等サイ  
バーパトローラーに委嘱します。

委嘱期間

年  
年

月  
月

日から  
日まで

山形県警察本部  
生活安全部長  
警視正

## 山形県警察大学生等サイバーパトローラー委嘱者名簿

作成日： 年 月 日

(ふりがな) 氏 名	
大 学 名 等	
生 年 月 日	年 月 日生 ( 歳)
住 所	〒
連 絡 先	・ 自宅電話番号 ・ メールアドレス
パソコン関係	・ パソコンの有無 ( 有 ・ 無 ) ・ インターネット接続の有無 ( 有 ・ 無 )
委 嘱 年 月 日	年 月 日
委 嘱 期 間	年 月 日から 年 月 日まで
再 任	年 月 日から 年 月 日まで
	年 月 日から 年 月 日まで
	年 月 日から 年 月 日まで
解 嘱 年 月 日	年 月 日
備 考	

別記様式第3号

山形県警察大学生等サイバーパトローラー活動記録簿

作成日： 年 月 日

作成者：

活 動 名	1 通報    2 広報啓発活動    3 研修会等    4 その他
活 動 月 日	年 月 日 (    )
活 動 場 所	
従 事 者	
活 動 内 容	
備 考	